

専決処分について

次の事項について、令和2年5月15日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年5月22日提出

春日市長 井 上 澄 和

春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

月を単位として報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬に関し、他の職員との均衡を図るため、春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第7号)の一部を改正する必要性が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

## 専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月15日

春日市長 井 上 澄 和

春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例

春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第27条第1号中「当該」を「、当該」に改め、「乗じたもの」の次に「から当該年度における祝日法による休日(土曜日を除く。)及び年末年始の休日(土曜日及び日曜日を除く。)の日数を合計した日数に7時間45分を乗じ、これに当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除したものを乗じたものを減じたもの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。